



東海市における地下水汚染について

1 趣 旨

令和4年（2022年）8月9日に公表した、丸太運輸株式会社の市内所有地におけるふっ素及びその化合物による土壌汚染について、同社が措置の検討のために地下水調査を実施したところ、汚染が判明したため、同社から愛知県に報告があったもの。

また、愛知県は、同社に対し、土壌・地下水汚染対策を適切に実施するよう指導するとともに、市と連携し、汚染井戸の周辺調査及び井戸所有者に対する情報提供等を実施するもの。

2 対象地点

東海市元浜町12番9、12番10及び12番12の各一部

3 愛知県からの報告内容

別紙「東海市における地下水汚染について」（愛知県記者発表資料）のとおり

問合せ	環境経済部生活環境課 担当：井上・福本（いのうえ、ふくもと） 052-603-2211、0562-33-1111（内線553・554）
-----	---

東海記者クラブ同時

2022年9月12日（月）
愛知県知多県民事務所環境保全課
環境保全グループ
担当 澤田、川島
電話 0569-21-8111（代表）
内線 262、264
愛知県環境局環境政策部水大気環境課
水・土壌規制グループ
担当 鈴木、古畑
内線 3050、3057
ダイヤルイン 052-954-6225

東海市における地下水汚染について

2022年8月9日に公表しました丸太運輸株式会社（名古屋市瑞穂区）の東海市内の所有地における土壌汚染について、同社が措置の検討のため地下水調査を実施したところ、汚染が判明した旨、本日、同社から愛知県に報告がありました。
県は、同社に対し、土壌・地下水汚染対策を適切に実施するよう指導します。

1 報告内容

(1) 報告者

丸太運輸株式会社

(2) 報告年月日

2022年9月12日（月）

(3) 調査対象地

愛知県東海市元浜町^{もとはまち}12番9、12番10及び12番12の各一部

(4) 地下水調査結果

次表のとおり土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。）に規定する地下水基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	地下水基準	超過井戸数 ／調査井戸数
ふっ素及び その化合物	1.1mg/L (1.4倍) ^注	0.8mg/L 以下	1 / 2

注：（）内は地下水基準に対する倍率を示す。

2 今後の対応

事業者は、汚染土壌の掘削除去を実施する予定です。

県は、事業者に対し、土壌・地下水汚染対策を適切に実施するよう指導するとともに、東海市と連携して、汚染井戸の周辺調査及び井戸所有者に対する情報提供等を実施します。

3 事業者の連絡先

丸太運輸株式会社 開発事業部

住所 愛知県名古屋市瑞穂区新開町22番20号 電話 052-872-3324

4 調査対象地の概要

対象地は、かつては伊勢湾の水域にあり、1966（昭和 41）年頃埋め立てが完了し、2003（平成 15）年から 2021（令和 3）年まで、日帰り温泉施設用地として利用されてきました。温泉水にはふっ素及びその化合物が含まれていました。



※背景地図は国土地理院の地理院地図を使用

参考 1

2022 年 8 月 9 日（火）公表内容

東海市における土壤汚染について

まるたうんゆ
丸太運輸株式会社（名古屋市瑞穂区）が、東海市内の同社所有地において、土壤汚染状況調査を実施したところ、土壤汚染が判明した旨、本日、同社から愛知県に報告がありました。

県は、同社に対し、土壤汚染対策を適切に実施するよう指導します。

1 報告内容

- (1) 報告者
丸太運輸株式会社
- (2) 報告年月日
2022 年 8 月 9 日（火）
- (3) 汚染が判明した土地の所在地
もとはままち
愛知県東海市元浜町12番9、12番10及び12番12の各一部
- (4) 報告の根拠
土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号。以下「法」という。）

(5) 調査結果

ア 土壌溶出量

次表のとおり法に規定する土壌溶出量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壌溶出量 基準	基準超過 土壌検出深度	超過区画数 ／調査区画数 ^{注2}
ふっ素及び その化合物	0.96mg/L (1.2倍) ^{注1}	0.8mg/L 以下	0～0.5m	2／70

注1：()内は土壌溶出量基準に対する倍率を示す。

注2：調査対象地を10メートル格子で分割した区画数

イ 土壌含有量

全ての調査地点で、法に規定する土壌含有量基準に適合していました。

(6) 当該地の現在の状況

汚染が判明した場所は、不透水シートにより覆われており、汚染土壌の飛散や雨水等による汚染の拡散のおそれはありません。

2 今後の対応

事業者は、地下水汚染の有無を調査するとともに、深度調査により汚染範囲を把握した上で、措置を検討します。

県は、事業者に対し、土壌汚染対策を適切に実施するように指導するとともに、周辺の飲用井戸の有無等を調査した上で、土壌溶出量基準を超過した区画を法に基づき要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定します。

参考2

○基準を超過した特定有害物質について

- ・ふっ素及びその化合物

ふっ素を継続的に飲み水によって体内に取り込むと、0.9～1.2mg/L の濃度で12～46%の人に軽度の斑状歯^{はんじょうし}が発生することが報告されており、最近のいくつかの研究では、1.4mg/L 以上で、骨へのふっ素沈着の発生率や骨折リスクが増加するとされています。

なお、厚生労働省では、過剰摂取による健康被害の防止の観点から、栄養補助食品として用いるふっ素の上限摂取量を1日4mg 以下としています。

(参考：環境省水・大気環境局「土壌汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン」)